#### 3 東京経営者協会

を行います。(再掲)

ります。(再掲)

(3)育児・介護休業法の適用猶予終了の周知徹底を図

行動計画(チャンス&サポートプラン2012)記載の内容 24年度取细宝结 1. あらゆる分野への参画の促進 (1)働〈場における男女平等参画の促進 (1)企業における女性活用の推進 「女性の活躍推進協議会」(経団連など事業主団体と (1)企業における女性活用の推進 厚生労働省共同で運営)へ協力し、同会の提言を会 「女性の活躍推進協議会」(日本経団連など事業主団 員に通知しました。 体と厚生労働省共同で運営)へ協力し、同会への提 (2)シンポジウムの開催 言を会員に通知します。 11月19日に東京都生活文化局都民生活部男女平等 (2)シンポジウムの開催 参画課と共同で、「ワーク・ライフ・バランス」「女性の 東京都生活文化局都民生活部男女平等参画課と共 活躍推進」等をテーマとしたシンポジウムを開催しまし 同で、「ワーク・ライフ・バランス」「女性の活躍推進」等 をテーマとしたシンポジウムを開催します。 (3)10月31日に東京労働局と「均等・両立推進企業セ ミナー」を共催しました。 男女雇用機会均等法関係への対応 男女雇用機会均等法関係への対応 (1)協会経営労務相談室、担当部による個別相談業務 (1)協会経営労務相談室、担当部による個別相談業務 を行いました。 を行います。 (2)国、東京都の啓発活動に対する協力(パンフレット (2)国、東京都の啓発活動に対する協力を行います。 等を全会員に配布する等)を行いました。 2. 仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現 (1)仕事と生活の調和の実現(ワーク・ライフ・バランス)の実現 東京都生活文化局都民生活部男女平等参画課と共 東京都生活文化局都民生活部男女平等参画課と共 同で、「ワーク・ライフ・バランス」「女性の活躍推進」等 同で、「ワーク・ライフ・バランス」「女性の活躍推進」等 をテーマとしたシンポジムを開催しました。(再掲) をテーマとしたシンポジムを開催します。(再掲) (2)子育てに対する支援 (1) 育児・介護休業法の全面適用に伴い、100人以下 (1) 育児・介護休業法等関連法規について、機関誌や 企業への個別アプローチによる周知徹底を図りまし 定例会を利用し周知を図るとともに、新たに一般事業 tc. 主行動計画の策定が義務付けられた中小規模事業 2012年4月19日、5月10日開催(計25社、29名参加) 所を対象にした説明会を開催します。 (2)次世代育成支援対策推進センターとして、「一般事 (2)次世代育成支援対策推進センターとして、「一般事 業主行動計画」の策定を支援するため、仕事と子育て 業主行動計画」の策定を支援するため、仕事と子育て の両立を図るために必要な雇用環境の整備等につい の両立を図るために必要な雇用環境の整備等につい ての相談業務を行いました。 ての相談業務を行います。 (3) 育児・介護休業法の適用猶予終了の周知徹底 (3) 育児・介護休業法の適用猶予終了の周知徹底を を図ります。 図りました。(上記 (2)-(1) 参照) (3)介護に対する支援 (1) 育児・介護休業法の全面適用に伴い、100人以下 (1)育児・介護休業法等関連法規について、機関誌や 企業への個別アプローチによる周知徹底を図りまし 定例会を利用し周知を図ります。 (2)協会経営労務相談室、担当部による個別相談業務 2012年4月19日、5月10日開催(計29名参加)(再掲)

(2)育児・介護休業法等関連法規について、機関誌や

(3)協会経営労務相談室、担当部による個別相談業務

例会・セミナーを利用し周知を図りました。

を行いました。(再掲)

#### 3 東京経営者協会

行動計画(チャンス&サポートプラン2012)記載の内容

# 24年度取組実績

# 3.特別な配慮を要する男女への支援

#### (2)高齢者への支援

(1)改正高年齢者雇用安定法の周知、啓発を図ります。

(2)法改正にあわせ適宜セミナー、高齢者活用の事例紹介等を行います。

(1)改正高年齢者雇用安定法の周知、啓発を図りました。

(2)法改正にあわせ適宜セミナー、高齢者活用の事例 紹介等を行いました。

- ・7月13日に活用セミナー、9月4日、24日事例セミナー 実施)
- ・高齢法改正に合わせた解説セミナーを11月12日、 11月19日、2013年1月21日の計3回法改正解説セミナーを実施、延381名参加
- (3)集積事例をまとめ、リファレンスとしてHPに掲載、 参考に供しました。

#### (3) 若年層への支援

(1)就労支援のため、セミナー(雇用事例紹介、法改正対応等)、相談業務を実施します。

(2) 若年者雇用の課題の一つであるミスマッチ解消、働くことへの理解促進のため、企業見学のバスツアー、企業と大学との交流の場の提供、就職説明会への協力等、引き続き関係各機関と協力しながら推進します。

(1)就労支援のため、セミナー(雇用事例紹介、法改正対応等)、相談業務を実施しました。

(2) 若年者雇用の課題の一つであるミスマッチ解消、働くことへの理解促進のため、企業見学のバスツアー(7月10日、9月6日 延10校、48名参加)、企業と大学との交流の場として産学交流会を開催(10月22日企業117社、156名、大学99校、120名参加)、会社合同説明会(2月26日、企業30社、学生197名参加)の開催等関係各機関・団体と協力しながら推進しました。

# 4.人権が尊重される社会の形成

# (2)生涯を通じた男女の健康支援

# 従業員のメンタルヘルス対策

(1)協会経営労務相談室において、臨床心理士等が 企業におけるメンタルヘルス対策(研修、カウンセリン グ等)の進め方や従業員への対応等についての相談 業務を行います。

(2)経営者の視点から従業員の心の問題への対応について学習するため、弁護士や臨床心理士、産業医等による講演会やセミナー、各企業の対応事例の発表会を開催します。

(3) 近年問題となっているメンタル不全者への対応 や、メンタル不全者の防止等への相談、セミナー開 催、また不全者の職場復帰への支援策の周知を行い ます。

# 従業員のメンタルヘルス対策

(1)協会経営労務相談室において、臨床心理士等が 企業におけるメンタルヘルス対策(研修、カウンセリン グ等)の進め方や従業員への対応等についての相談 業務を行いました。

(2)経営者の視点から従業員の心の問題への対応について学習するため、弁護士や臨床心理士、産業医等による講演会やセミナー、各企業の対応事例の発表会を開催しました。

- ・10月24日産業医によるセミナー 88名参加 ・6月27日、9月26日、1月30日に臨床心理士による セミナー 延50名参加
- (3) 近年問題となっているメンタル不全者への対応や、メンタル不全者の防止等への相談、セミナー開催、また不全者の職場復帰への支援策の周知を行いました。

(上記 4-(2)-(2)参照)

(4)集積事例をリファレンスとしてHPに掲載し、参考に供してました。